

福島除染・復興政策の転換期における除染・復興に関する課題

—原発避難者の消滅と原発避難問題の終焉を前にして—

福島大学 川崎興太

1. 転換期にある福島除染・復興政策

福島県は、福島第一原子力発電所事故(以下「福島原発事故」)の発生に伴って、深刻かつ重大な放射能被害を受けることになった⁽¹⁾。その福島県の復興に向けた諸政策の基本構造は、“除染なくして復興なし”との理念のもとに、除染を復興の起点かつ基盤として位置づけた上で、避難指示区域内にあっては「将来的な帰還」、避難指示区域外にあっては「居住継続」を前提として、「住民の復興＝生活の再建」と「ふるさとの復興＝場所の再生」を同時に実現することをめざすというものである²⁾。

しかし、福島原発事故が発生してから5年が経過した現在、この福島除染・復興政策は、大きく転換しようとしている(表1)。第一に、復興の起点かつ基盤として位置づけられている除染が2017年3月までに終了することが予定されている³⁾。第二に、除染の終了とあわせて、避難指示区域のうち、帰還困難区域を除いて、換言すれば避難指示解除準備区域と居住制限区域において、2017年3月までに避難指示が解除されることが予定されている⁴⁾。第三に、避難指示の解除が国の方針の通りに進めば、2018年3月までに精神的損害賠償が終了になる⁵⁾。第四に、2017年3月で自主避難者(2014年に避難指示が解除された地域からの避難者を含む)に対する応急仮設住宅の供与が終了になる⁶⁾。

つまり、避難指示区域内では、帰還困難区域を除けば除染が終わり、帰還が可能な程度にまで環境が回復するので、避難指示を解除し、精神的損害賠償を終わりにする、避難指示区域外では、除染が終わり、安心して住み続けることが可能な程度にまで環境が回復するので、応急仮設住宅の供与を終わりにするということである。2016年5月現在、福島県の避難者は約94,000人であり⁷⁾、そのうち帰還困難区域からの避難者は約24,000人であるので⁸⁾、政策的課題としては、約7万人(うち約23,000人が自主避難者)の原発避難者が消滅し、原発避難問題がほぼ終焉を迎えることになる⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾。

本稿は、福島原発事故の発生から5年が経過した現在、このような政策転換期にある福島の除

染・復興に関する課題について、避難指示区域等の地域と避難指示区域外の地域に分けて明らかにするものである¹²⁾¹³⁾。

表1 福島除染・復興政策の転換

	避難指示区域内	避難指示区域外
除染	2017年3月までに終了	2017年3月までに終了
避難指示	帰還困難区域を除いて2017年3月までに解除	—
精神的損害賠償	2018年3月までに終了(避難指示の解除から1年間)	—
応急仮設住宅	2018年3月まで(10市町村の住民)	2017年3月で供与の終了

2. 避難指示区域外の地域での除染・復興の課題

(1) 国の目標の達成状況と住民の意識

先述の通り、避難指示区域外では、除染が終わり、安心して住み続けることが可能な程度にまで環境が回復するので、応急仮設住宅の供与を終わりにするという事になっている。そこで、問題とされるべきことは、本当に、安心して住み続けることが可能な程度にまで環境が回復するのか、そして、避難指示区域外の地域で生活している住民は安心して住み続けることができるのか、できないとすれば何故なのかということである。

国は、放射性物質汚染対処特措法(以下「除染特措法」)に基づく基本方針において、追加被曝線量が年間20mSv未満である地域の長期的な目標を「年間追加被曝線量1mSv以下」と定め、除染などを進めてきた。福島原発事故の発生から5年が経過した現在、除染や放射能の自然減衰によって、避難指示区域外の地域では、基本的には既にこの目標は達成されていることが明らかになっている¹⁴⁾。つまり、放射線防護を目的とする除染の必要性は低下しており、その意味では、除染を終了させることには合理性があるということである。

しかし、現に福島で暮らしている住民は、放射能汚染や除染などについて、どのように考えているのであろうか?筆者は、福島市の中で最も放射

能汚染が深刻であった大波地区の住民を対象として、これまで2回にわたってアンケート調査を実施している¹⁵⁾。1回目は住宅除染の終了直後にあたる2012年10～11月であり、2回目は生活圏森林除染の終了直後にあたる2016年2～4月である。対象者は、いずれの調査においても、避難・移住者を含む小学生以上の全住民である。アンケート調査票の回収数は、2012年調査では677件、2016年調査では512件であり、仮にアンケート調査票の配布時点における大波地区の全人口を母数とすれば、回収率はそれぞれ60%、50%である。なお、大波地区の空間線量率は、2011年6月には2.24 μ Sv/h、2016年3月には0.47 μ Sv/hであり、大幅に低減しているものの、今なお避難指示区域外の地域の中では相対的に高い水準にある。

アンケート調査の結果を見てみると、図1と図2から、多くの在住者は、生活圏森林の除染が終了した後も、放射能に対する不安感を抱きながら暮らしており、被曝による病気を心配していることがわかる。図3は、今後取り組まれるべきこととして高校生以上の者が望んでいることをまとめたものである。2012年調査では「継続的な除染」が最も多いのに対して、2016年調査では「損害賠償の徹底」が最も多くなっているが、それでも特に在住者については多くの者が今なお「継続的な除染」を望んでいることがわかる。それでは、今後、どこを優先して除染すべきと考えているかと言えば、図4から、2012年調査でも2016年調査でも森林が最も多いことがわかる。2016年調査で2番目に多い「生活圏森林以外の森林」については、基本的に除染特措法に基づく除染の対象とされていないが、図5から、多くの者は除染を実施すべきだと考えており、その理由としては、森林全体を除染しないと線量が下がらない、森林全体を除染しないと安心できない、森林全体が生活の場であるといったものが多くなっている。

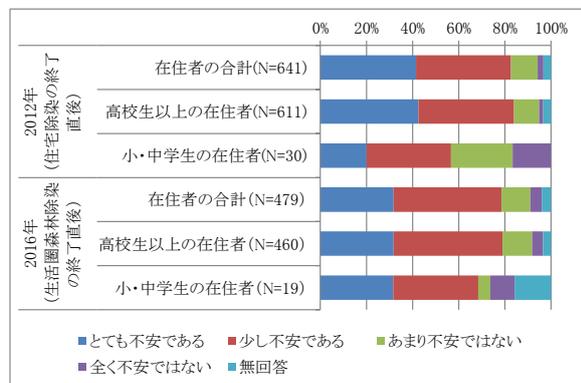


図1 放射能に対する不安感〔在住者が対象〕

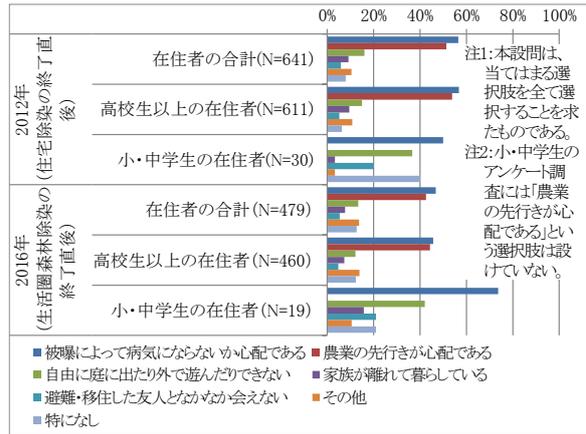


図2 除染実施後に放射能汚染が原因で困っていることや心配なこと〔在住者が対象〕

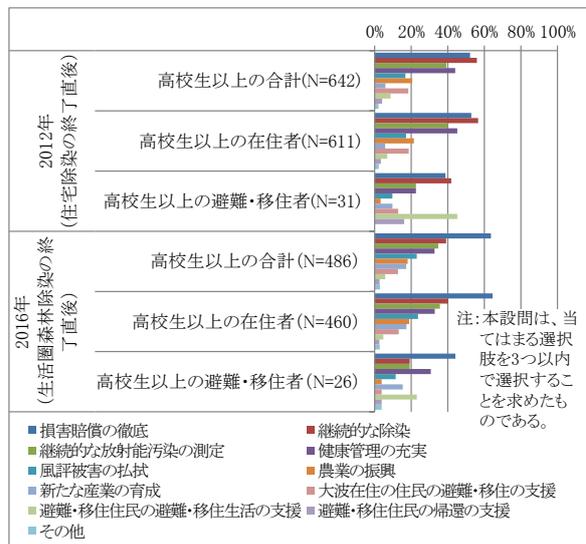


図3 今後取り組まれるべきこと〔高校生以上の者が対象〕

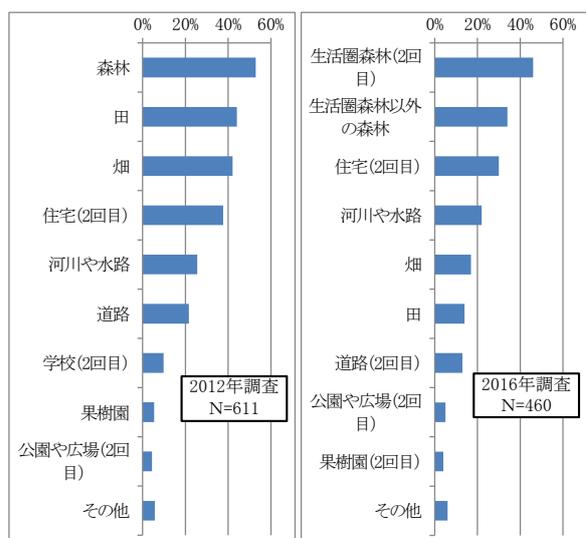


図4 今後優先して除染すべき場所〔高校生以上の在住者が対象〕

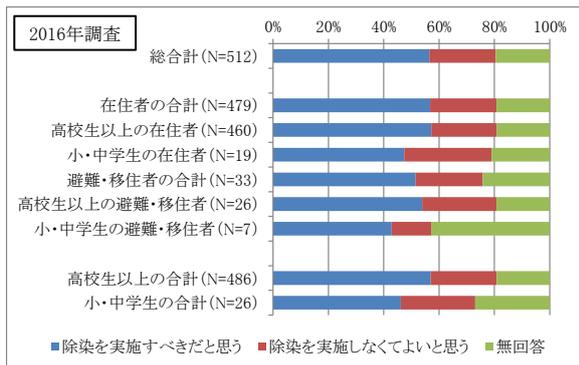
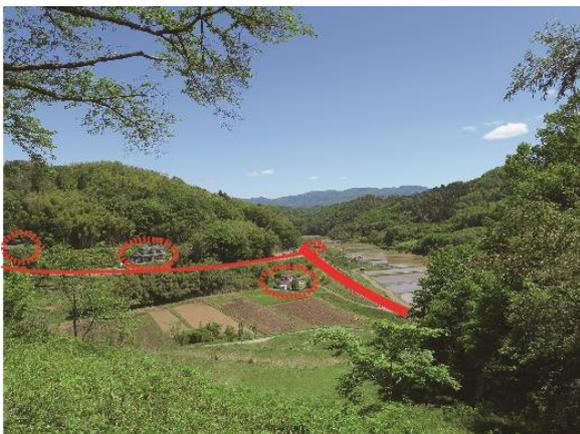


図5 生活圏森林以外の森林の除染を実施すべきか
〔全住民が対象〕



注：着色した部分が除染の実施箇所である。ただし、この写真の手前の部分は大波城址であり、厳密に言えば、除染ボランティアによって落葉の除去などが行われたが、これは例外的な事例であるので、ここでは典型的な除染実施箇所を示すために、色を塗っていない。なお、大波地区では、農地については、効果がないとの住民の意見に基づき、樹園地を除いて、除染が実施されていない。

写真1 大波地区の大波城址周辺における除染実施箇所

(2) 環境回復を目的とする“除染”の実施

大波地区では、住宅除染も生活圏森林除染も終わり、基本的には除染はすべて終了した。しかし、多くの住民は、被曝によって病気になるかと不安を感じながら日常生活を送っており、森林全体の除染をはじめ、継続的に除染を実施することを望んでいる。こうした住民の心情や意向は、大波地区に特有のものかと言えばそうではなく、むしろ、ある普遍的なもの、端的に言えば、福島除染・復興政策の根本的な欠陥を表出しているように思われる。その欠陥とは、環境回復を目的とする“除染”政策の不在であり、典型的には、森林や河川・水路等が基本的に除染の対象とされていないことである（写真1）⁽²¹⁶⁾。

除染特措法は、「事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すること」を目的とするものであり、森林や河川・水路等については、基本的に生活環境ではなく健康に影響を及ぼす場所ではな

いとして、除染を実施する必要がないものとされている。確かに、放射線防護という観点からすれば、森林全体の除染や河川・水路等の底質などの除染は必要ではないかもしれないが、原状回復という理念からすれば、除染の意義や役割は、健康リスクの低減に限られない。水や緑は暮らしの基盤であり、物質的な意味でも象徴的な意味でも、それらの安全性と安心性の回復なしには、生活の再建も場所の再生もあり得ない。県土面積の約7割が森林で¹⁷⁾、県土面積の約8割が過疎・中山間地域である福島県では¹⁸⁾、多くの住民が森林と非分離の暮らしを営んでおり、森林全体の除染を強く望む大波地区の住民の願いは、決して例外的なものとは言えないだろう。

つまり、避難指示区域外の地域では、既に基本的には「年間追加被曝線量1mSv以下」が達成されているとはいっても、除染そのものの必要性がなくなったわけではなく、むしろ、放射線防護を目的とする除染の必要性が低下したからこそ、環境回復を目的とする“除染”に力が注ぎ込まれるべき状況に至っているのである。いわば、シーベルト(Sv)を単位とする除染から、ベクレル(Bq)を単位とする“除染”への転換が求められているのであり、今後は環境回復を目的とする“除染”を進めるための新たな法律を制定し、特に森林や河川・水路等の“除染”を実施してゆくことが望まれる。

(3) 自主避難者に対する住宅セーフティネットの構築

こうした課題を抱える中での、自主避難者に対する応急仮設住宅の供与の終了である。この問題の背景には、避難指示区域外の住民に対して「居住」「避難」「移住」「帰還」の自己決定権を認められた原発事故子ども・被災者支援法が形骸化してしまったこと、自主避難者に対する損害賠償は避難の継続や移住を行うに足るものにはなっていないことなどがある。

福島県生活環境部避難者支援課(2015)によると、2015年2月時点で、福島県の避難者のうち、「応急仮設住宅の入居期間の延長」を求めている者は、応急仮設住宅の入居者を母数とすれば79%となっており、応急仮設住宅の入居期間延長を求めている者のうち、その理由として「放射線の影響が不安であるため」を挙げている者は56%となっている¹⁹⁾。また、福島県生活環境部避難者支援課(2016)によると、2016年2月時点で、2017年3月末で仮設住宅の供与が終了する世帯のうち、2017年4月以降の住宅が決まっていない世帯は、県内避難世帯では56%、県外

避難世帯では78%を占めている²⁰⁾。

現在、福島県は、2017年4月以降の住宅が決まっていない世帯などに対する戸別訪問を通じて、恒久住宅への円滑な移行、避難者の意向に沿った生活の再建に向けた取り組みを行っている。しかし、福島県が用意している具体的な生活再建支援制度は、半ば当然のことながら、自宅などへの移転費用の補助のほかには、低所得者層向けの家賃補助などに限られており、避難者の帰還を促すことに焦点を当てて設計されている²¹⁾。

しかし、避難指示区域外の地域では、今なお上記の森林や河川・水路等を典型とする環境回復が図られていないという実態に鑑み、自主避難者が帰還することを躊躇するのには合理的な理由があると言わなければならない。国は住宅セーフティネットを構築する責任を負う者として、帰還する／しないにかかわらず、自主避難者の多様な住まいの選択を支える政策を確立・充実することが必要だと考えられる。この点に関して、原発避難者の住まいについては、自然災害を念頭に置いた災害救助法に基づいて確保されているが、原子力災害は広域性と長期性を特徴としているため、災害救助法の枠組みでは原発避難者の避難生活を十分に支えるものにはなりえない。今後は、原発避難者の住まいに関する新たな法律を制定し、国が直轄事業として住宅の長期供与を行う制度を創設することが検討されてよい²²⁾。

さらに言えば、今回の福島原発事故によって、自然災害を前提とした災害対策基本法と、これをベースにした原子力災害対策特別措置法では、十分な原子力災害対策を果たしえないことが明らかになった。避難、健康管理、生活再建、除染、復興まちづくりなど、原子力災害に固有の災害対策に関する「原子力災害対策基本法」の制定が検討されてよい²³⁾。

3. 避難指示区域等内の地域での除染・復興の課題

(1) 避難指示区域の状況と住民の避難・帰還の状況

福島原発事故の発生に伴って、避難指示区域等が設定されたのは、2011年4月に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域のいずれかが指定された大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、広野町、川内村、楡葉町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市、川俣町の12市町村である⁽³⁾。これらの12市町村において、緊急時避難準備区域については、2011年9月に広野町、川内村、楡葉町、田村市、南相馬市の5市町村で解除されたが、その他の区域については、2012年4月における避難指示区域の見直しに伴って、帰還困難区域、居

住制限区域、避難指示解除準備区域に再編された。その後、2014年4月に田村市、同年10月に川内村の一部、2015年9月に楡葉町、2016年6月に葛尾村の一部と川内村、同年7月に南相馬市の一部で避難指示が解除されており、今後、川俣町と飯館村での解除が予定されている。

避難指示区域等内の人口は、2011年3月には146,991人であったが、住民票の異動や死亡などに伴って、2015年12月には124,927人となり、22,064人減少している(図5)。これまでに行政区域の全域にわたって避難指示区域等が解除されたのは、広野町、楡葉町、田村市の3市町村、行政区域の一部の区域において避難指示区域等が解除されたのは、川内村と南相馬市の2市町村であるが、2015年12月現在の帰還者数は、これらの5市町村の合計で39,253人であり、避難者数は85,674人となっている。市町村ごとに帰還者の割合を見ると、田村市、南相馬市、広野町、川内村では、50~70%程度となっているが、楡葉町では、避難指示が解除されてから日が浅いこともあって5%となっている。また、広く知られているように、帰還者の多くは高齢者である。

復興庁による住民意向調査の結果を見ると、帰還困難区域が相当な範囲に指定された大熊町、双葉町、富岡町、浪江町では、「戻らない」と回答している住民の割合が50~60%程度と高くなっている(図6)²⁴⁾。他方、帰還困難区域が指定されなかった又は部分的に指定された市町村、あるいは、行政区域の一部が避難指示区域に指定された市町村であるその他の8市町村では、「戻りたい」と回答している住民の割合が30~60%となっている。「戻りたい」と回答している住民が帰還する場合に希望する行政の支援などについては、市町村によって多少の違いは見られるが、「医療・介護・福祉施設・サービスの再開・新設」、「商業施設の再開・新設」、「住宅の修繕や建て替えへの支援」がほぼ共通して多くなっている。「戻

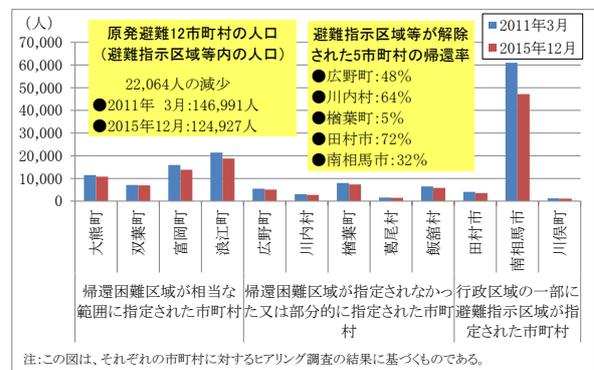


図5 人口の動向と避難指示等解除市町村における帰還率

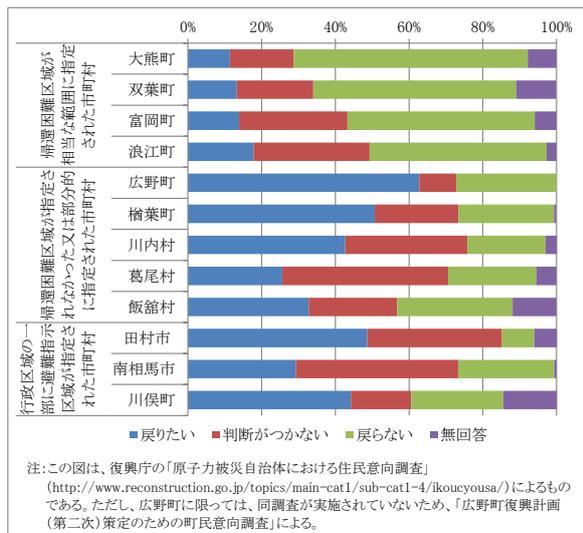


図6 住民の帰還意向

らない」と回答している住民のその理由としては、市町村によって異なるが、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」や「原子力発電所の安全性に不安があるから」などの放射能や原子力発電所の安全性に関するもの、「医療環境に不安があるから」や「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」や「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」などの避難元の生活インフラに関するもの、「避難先の方が生活利便性が高いから」などの避難先の居住環境に関するものが多くなっている。

(2) 除染と帰還を前提としない復興政策の充実

除染の実施を前提として帰還を果たし、「住民の復興＝生活の再建」と「ふるさとの復興＝場所の再生」の同時的な実現をめざすという福島除染・復興政策は、住民が生活再建を図る上での選択肢の一つを保障するものとして重要な政策であることは言うまでもない。しかし、これまでに蓄積された科学的・経験的知見からは、同時に、除染と帰還を前提としない復興政策の充実が必要であることが示唆されているように思われる。

まず、放射能に関する問題がある。避難指示区域等内では、放射能汚染が深刻であった地域が多いが、除染の線量低減効果には限界があって、除染の実施後にも絶対的な放射線量が高く、「年間追加被曝線量 1mSv 以下」が達成されないとところが少なくない²⁵⁾。また、ほとんどの市町村において、「戻らない」理由として水道水などの生活用水の安全性に関する不安が挙げられているように、避難指示区域外の地域と同様に、森林や河川・水路等の「除染」が実施されておらず²⁶⁾、

住民が安心して帰還できる程度にまで環境が回復していない。

次に、生活インフラに関する問題がある。道路、水道、電気、ガスなどの公共インフラについては復旧が進んでいるものの、生活インフラの復旧や再開の目途がたっていない。5年という歳月の中で、特に全町・全村避難が続いているところでは、そもそも帰るべき自宅が荒廃してしまっている(写真2)。現在、国がこうした建物の解体作業を進めているが、今後、どれだけの住民が帰還して家を建て替えるのか、まったく見当がつけられない。また、住民が「戻らない」理由として、ほとんどの市町村において医療や買い物に関する不安が挙げられているが、住民が大幅に下回ることが予想される中で、医療や商業を再開または開業・開店する事業者は数少ない。帰還する住民の多くは高齢者であるので、これらの問題は特に深刻である。さらに、原子力発電所の廃炉に伴って、雇用の場が大幅に減ってしまっている。国は、イノベーション・コースト(福島・国際研究産業都市)構想の具体化を進めているが、雇用のミスマッチの問題もあり、住民の雇用の場になりえるかどうかはわからない。

もちろん、帰還する／しないの問題は、それほど単純なことではないが、これらの放射能や生活インフラに関する問題があって、避難指示が解除されても住民はあまり帰還しておらず、今後避難指示の解除が予定されている地域でも若年層を中心として帰還を望まない住民が多くなっている。要するに、「除染なくして復興なし」との理念のもとに構造化されている福島除染・復興政策は、一方では、その合理性や妥当性が失われつつあり、「復興とは何か」という基本的な問いに対して、今さらながら、除染を通じた「ふるさとの復興＝場所の再生」なくしても、「住民の復興＝



写真2 双葉町の中心市街地における荒廃した建物 (2016年7月撮影)

生活の再建」はありうるということを再認することが求められているのである。換言すれば、帰還困難区域を除けば除染が終わり、帰還が可能な環境にまで回復するので、避難指示解除準備区域と居住制限区域では避難指示を解除し、精神的損害賠償も終わりにするという事になっているが、除染と帰還を前提としない復興政策、すなわち、移住や長期避難という選択肢を保障する政策を充実することが求められていると言えるだろう。

この点で、原子力災害対策本部は、2013年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を決定し、「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」との方針を打ち出している²⁷⁾。また、これを受けて、原子力損害賠償紛争審査会は、同月に「中間指針第四次追補」を決定し、移住または長期避難のために負担した住宅・宅地の取得にかかわる費用について、事故前の価値を超えて賠償するものとしている⁵⁾。これらは、どんなに放射能に汚染されていようとも、“いつかは全員帰還”という方針を一部変更したものだとして解釈できるが、その賠償の対象者は基本的に帰還困難区域内の住民とされており、大熊町と双葉町以外の市町村における居住制限区域内と避難指示解除準備区域内の住民については「移住等を行うことが合理的であると認められる者」との条件が付加されているなど、不明確な部分が残されているほか、原則として実際に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならないことになっている。実際の運用の場面でも、さまざまな問題が生じているところであり²⁸⁾、改善が急がれる。

(3) 広域単位での除染・復興政策の確立

その一方で、既に帰還した住民や帰還を希望する住民の帰還生活をしっかりと支えることは重要な課題であり、福島除染・復興政策は完全に合理性や妥当性を失ったわけではない。避難指示区域等内の多くの市町村は、福島原発事故の発生前から、人口減少・高齢化・経済停滞が深刻であった地域であり、帰還した住民が安心して安定的な日常生活を送れるように場所を再生すること、そして、それが同時に持続可能な地域の形成につながることを、およそこのような道筋にそって、除染と復興まちづくりが進むことが求められるが、ここでの問題は、除染と復興の空間単位が市町村の行政区域となっていることにある。

例えば、双葉町は、行政区域面積の96%が帰還困難区域に指定されており、同区域内に同じく96%の住民が暮らしていた町である。双葉町にとってみれば、たとえ4%ではあったとしても、帰

還困難区域以外の場所に自治体としての存亡がかかっているわけだから、そこを国にしっかりと除染してもらいながら、自分は復興計画を立案し、国や県との連携のもとに、住宅、教育施設、医療・福祉施設、買い物施設、上下水道、道路などを復旧・再生するという具合に、なんとか自分の守備範囲と権限の中で、「創造的復興」を果たすべく、まちづくりを進めようということになる。

こうしたことが双葉町に限らず、帰還困難区域が広く指定されている大熊町、富岡町、浪江町などにおいても、それぞれの市町村の行政区域ごとに行われているのであり、現在、それぞれの市町村で整備が急がれている復興拠点はその象徴的な存在である(図7)²⁹⁾。要するに、広域性と長期性を特徴とする放射能災害の実態と、市町村主義に立った除染・復興政策の空間単位がズレているのである。今後、持続可能な地域の形成に向けて、避難指示区域等内の市町村の除染・復興を進めるにあたっては、基礎自治体としての組織のあり方や、国や県との連携のあり方について検討しつつ、広域単位での除染・復興政策を確立することが必要だと考えられる。



図7 避難指示区域の指定状況と復興拠点の位置 (2015年12月現在)

4. 結びにかえてー「2020年問題」を前にしてー

福島原発事故の発生から5年が経過した今もなお、廃炉・汚染水問題、放射能汚染問題、避難生活問題など、さまざまな問題が続いており、福島原発事故は収束に至っていない。放射能被害は長期にわたって持続するので、福島の復興にはきわめて長い時間が要される。

しかし、福島除染・復興政策は、原発避難者の消滅と原発避難問題の終焉に向けた「加速化」を図るための装置となっている。原発事故を収束させ、放射能被害を軽減させることによってではなく、原発避難者を消滅させ、原発避難問題を解消済みのものとすることによって、2020年、すなわち、復興庁が設置期限を迎え、復興・創生期間が終了し、東京オリンピックが開催される節目の年までには、福島原発事故を克服した国の姿を形づくるのがめざされている。筆者はこれを「2020年問題」と言っている。

被災者の日々の生活の中には、これまでの福島除染・復興政策で取り残された課題と、政策転換に伴って発生する課題が重なっている。いま、被災者が求めていることは、国、地方自治体、被災者が「復興とは何か」、「避難とは何か」、「放射能と向き合って生きるとはどういうことか」といった基本的な問いに対する答えをきちんと確認し合うこと、そして、そこから政策をつくり、実行していくという普通のことである。

【補注】

- (1) 本稿は、川崎(2016a)の一部を加筆修正したものである。
- (2) 厳密に言えば、森林に関しては、除染特措法に基づく除染とは別に、2013年度から、2013年4月の時点で汚染状況重点調査地域に指定されていた40市町村を対象として、森林の公益的機能を維持しながら放射能を削減し、森林再生を図る福島県の補助事業である「ふくしま森林再生事業」が実施されているが、福島県農林水産部(2016)「平成27年福島県森林・林業統計書(平成26年度)」によると、その実績は、森林整備(間伐)が595ha、作業道整備が53kmにとどまっている。また、営農再開・農業復興の観点からの放射性物質対策が必要なため池については、除染特措法に基づく除染とは別に、2016年度から、福島再生加速化交付金事業として底質の除去などが実施されているが、2016年7月現在、多くの市町村では放射能汚染状況を調査している段階にあり、実際に実施されたのは川俣町の1カ所と広野町の2カ所にとどまっている。
- (3) 緊急時避難準備区域には避難指示が出されなかったが、大部分の住民が行政区域外に避難したという意味では、避難指示が出された市町村と共通の

問題を抱えていることなどに鑑み、本章では12市町村について記述する。

【参考文献】

- 1) 川崎興太(2016a)「政策移行期における福島の除染・復興まちづくりー福島原発事故の発生から5年後の課題ー」日本建築学会 東日本大震災における実効的復興支援の構築に関する特別調査委員会 福島支援小委員会編『福島の現状と復興の課題』(2016年8月刊行予定)
- 2) Kota KAWASAKI(2013) Present Status and Problems of Decontamination Planning and Activities by Municipalities in Fukushima Prefecture: Records of the Early Stage after the Fukushima Daiichi Nuclear Disaster, *Proceedings of International Symposium on City Planning 2013*, pp.1-22
- 3) 環境省除染情報サイト、<http://josen.env.go.jp/>(2016年7月7日に最終閲覧)
- 4) 原子力災害対策本部(2015)「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2015/0612_02.pdf(2016年7月7日に最終閲覧)
- 5) 原子力損害賠償紛争審査会(2016)「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)〔2016年1月28日改定〕」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afildfile/2016/01/28/1366412.pdf(2016年7月7日に最終閲覧)
- 6) 福島県(2015)「応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について」http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/kyoutsuu01_11hinanmoto.pdf(2016年7月7日に最終閲覧)
- 7) 福島県災害対策本部(2016)「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1640報)」(2016年5月2日付)
- 8) 復興庁(2016)「復興の現状(2016年5月27日付)第22回復興推進委員会資料、http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20160527_05_sankosiryou1-1.pdf(2016年7月7日に最終閲覧)
- 9) 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦(2013)『人間なき復興ー原発避難と国民の「不理解」をめぐってー』明石書店
- 10) 関西学院大学災害復興制度研究所ほか編(2015)『原発避難白書』人文書院
- 11) 日野行介(2016)『原発棄民ーフクシマ5年後の真実ー』毎日新聞出版
- 12) 川崎興太(2014a)「福島の除染と復興ー福島復興政策の再構築に向けた検討課題ー」『都市問題』第105巻第3号、91-108頁
- 13) 川崎興太(2014b)「除染・復興政策の問題点と課題ー福島原発事故から3年半が経った今ー」『都市

- 計画』第311号、48-51頁
- 14) 川崎興太 (2014c) 「生活者の心と除染と復興」『日本放射線安全管理学会 第13回学術大会 講演予稿集』、29-41頁
 - 15) 川崎興太 (2013) 「福島第一原子力発電所事故後の福島市大波地区における除染の経緯と住民意識—今後の福島の除染と復興のあり方を検討する上での論点の提起—」『日本都市計画学会都市計画論文集』第48巻第3号、705-710頁
 - 16) 川崎興太 (2016b) 「福島県における市町村主体の除染の実態と課題—福島第一原子力発電所事故から4年半後の記録—」『環境放射能除染学会 環境放射能除染学会誌』第4巻第2号、105-140頁
 - 17) 福島県土地・水調整課 (2016) 「福島県土地利用の現状」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015c/fukushimaken-tochi-riyou-genkyou.html> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 18) 福島県 (2013) 『福島県過疎・中山間地域振興戦略—里・山いきいき戦略—』
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/130164.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 19) 福島県生活環境部避難者支援課 (2015) 「平成26年度福島県避難者意向調査(応急仮設住宅入居実態調査) 全体報告書」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/118275.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 20) 福島県生活環境部避難者支援課 (2016) 「住まいに関する意向調査」結果等(6月20日)
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/170906.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 21) 福島県 (2016) 「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/150230.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 22) 日本弁護士連合会 (2014) 「原発事故避難者への仮設住宅等の供与に関する新たな立法措置等を求める意見書」
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140717_1.pdf (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 23) 東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会 (2014) 「東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言」
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t140930-1.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 24) 復興庁「原子力被災自治体における住民意向調査」
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 25) 放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構 (2014) 「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る個人線量の特性に関する調査」
<http://fukushima.jaea.go.jp/initiatives/cat01/pdf/report201503.pdf> (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 26) 川崎興太 (2016c) 「除染特別地域における除染に関する市町村の評価・見解—福島第一原子力発電所事故から4年半後の記録—」『環境放射能除染学会誌』第4巻第1号、15-34頁
 - 27) 原子力災害対策本部 (2013) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131220_hontai.pdf (2016年7月7日に最終閲覧)
 - 28) 小海範亮 (2015) 「ADR和解の現状と課題—精神的損害、財物損害に関して—」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社、271-285頁
 - 29) 川崎興太 (2016d) 「原発避難12市町村の復興拠点の実態—福島原発事故から約5年が経過した現在—」『日本建築学会2016年度大会(九州)学術講演梗概集F-1』(2016年8月刊行予定)